

3 協議事項

(1) 母子健康手帳の改訂にともなう親子健康手帳の見直しについて

母子健康手帳は昭和 40 年に制定された「母子保健法」に基づき交付されています。この手帳は、乳幼児身体発育曲線や子育てに関わることなど、社会情勢や保健医療福祉制度の変遷を踏まえて改正が行われています。

母子健康手帳は、どこの自治体で交付されても同様である部分（以下省令様式いう）と自治体が独自で作成できる部分（以下任意様式という）があります。

省令様式については変更することができませんが、任意様式部分については独自で作成することも可能です。

【小牧市の動向】

小牧市では本協議会において「子どもと親の力になる母子健康手帳を作ろう」と検討を重ね、平成 10 年に作成し平成 11 年に小牧市独自の母子健康手帳として交付を始めました。それは、妊娠期から中学 3 年生までの記録と親から子に向けたメッセージが書けるようになっていきます。また母親だけでなく父親にも育児の力となる「親子で育てる手帳」となるよう平成 15 年に「母子健康手帳」に「親子健康手帳」と列記して交付を始めました。平成 18 年度には「自己肯定感」について明記するとともに、小中学校での「生と性のカリキュラム」を推進するなど内容の充実を図ってきました。平成 29 年には母子健康手帳の県内統一に関する要望書(省令様式の遵守)の提出を受けたことから、サイズ等を変更しました。

今回、母子健康手帳の改訂にあわせ、社会情勢や子育て環境も大きく変化している中、子どもと親の力になり、親と子が自己肯定感を高めることのできる親子健康手帳となるようご意見をお願いします。

小牧市親子健康手帳についての特徴(独自性)及び課題

特 徴 (大切にしたいところ)	変 更 点	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 母親だけでなく、父親もともに子育てに参加し夫婦で活用できるよう名称を変更している ・ 妊娠期から思春期までの保護者の気持ちや子どもの成長記録を記述できる ・ 月齢に応じた子育てワンポイントを掲載している ・ 「自己肯定感」を育める内容を掲載し、「生と性のカリキュラム」と連携している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ B5 版から B6 版に変更したため文字が小さく読みづらい ・ 任意様式部分の情報量が多く文字が増えている ・ 省令様式と任意様式を分離となったため、月齢で使用するページも別れ使いづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳のサイズが小さくなり、任意様式の情報について整理ができると良い ・ 省令様式と分かれたため任意様式の保護者が記入する部分の利用度が減ることが想定される ・ 文字が多い ・ 家庭背景が多様化しており、文言の変更が必要